

令和2年1月（第1回）教育委員会会議事録

1.開催の日時及び場所

令和2年1月21日（火）17:00～18:00

宇部市港町庁舎 3階会議室

2.出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3.その他議場に参加した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、三原学校教育課長、津田学校教育課副課長、伊藤総務課副課長、東野総務係長

4.傍聴者

なし

5.趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和元年11月19日の第13回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました、12月17日の第13回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、12月17日の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、本日の議題は、「議案第1号 学校教育法施行細則の一部改正の件」、「議案第2号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正の件」、「議案第3号 宇部市教育長に対する事務委任規則の一部改改正の件」の3件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第1号 学校教育法施行細則の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「学校教育法施行細則の一部改正の件」について説明します。これは、すでに皆さんにお話しさせていただいているとおり、来年度から実施される新学習指導要領に対応するため、授業時間数の増加分を確保することや、児童生徒の負担を軽減することを目的として、夏休み期間を短縮することを定めるものです。具体的には、第6条第1項第2号において、夏季休業を7月21日から8月31日までとなっているものを、8月24日までとしています。また、学校

教育法施行規則の改正により、引用条項が変更となっている箇所が数か所ありますので、合わせて改正しています。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： 以前の会議でこの件の説明をされたときに、スポーツ少年団等、関係各所に確認して、短縮する方向で進めるとされたと思いますが、特に意見等は無かったのでしょうか。

事 務 局： 関係機関には学校を通じて説明するとともに、PTA連合会等にも出向いて説明をしましたが、今のところ特に御意見等はありませんので、御理解いただいていると考えています。

委 員： 一週間分の授業時数が増えるということは、台風やインフルエンザなどの時に調整することになりますか。

事 務 局： 小学校3年生から6年生について、授業時数が年間35時間増加しますので、それを確保するということで夏休みの短縮で5日間、これだけでは、28から30時間の増加にしかありませんので、これに加えて、学校で行事等を工夫すること等で35時間を確保する形になります。小学1、2年生や中学生では時数を増やす必要はないのですが、その分余裕のある教育課程を作ることができますし、小学校1、2年生には独自の外国語活動を年間12時間導入する予定です。また、夏休みが短縮されるので、教職員の研修についても見直しを行っています。

教 育 長： 全国的にも夏休み短縮を導入する自治体も増えていきますし、県内でも導入する市が増えてくると思います。

委 員： 普通教室にエアコンが導入されることが、今回の決断の大きな理由となっていると思いますが、音楽室や理科室等の特別教室はどのような対応になるのでしょうか。

事 務 局： エアコンについては、6月頃までにすべての普通教室に設置が完了する予定となっています。今後は、まず、給食調理室や配膳室に設置を進めていきます。その後、特別教室について、優先順位等を検討して設置していくことになると思います。

委 員： 将来的には、特別教室にも設置されるということでしょうか。

教 育 長： 将来的には、特別教室や体育館にも設置する方向で考えています。

教 育 長： それでは、「議案第1号 学校教育法施行細則の一部改正の件」について、承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 次に、「議案第2号 宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正の件」について、説明します。これは、吉部小学校の通学区域としていた大字奥万倉黒五郎地区を万倉小学校の通学区域に変更するとともに、黒五郎地区については、万倉小学校か吉部小学校を選択できるように改正を行うものです。改正に至った経緯については、昨年4月に1年生となる児童が黒五郎地区に居住しており、就学時健診の御案内を10月に送付したところ、万倉地区に居住しているのに、なぜ

吉部小学校に通学しなければならないのかという質問がありました。これまで、万倉のコミュニティの中で生活してきており、万倉小学校からのお便りも来ていて、子どもも万倉小学校に通うものと考えていたと言われました。学校教育課としても、これまで万倉地区のコミュニティと密接な関係を持って生活してこられた経緯を考慮し、教育的配慮として校区外通学を許可し、当該児童は、万倉小学校へ通学しています。昨年11月には、要望書が提出され、我々も当時の経緯などを調べましたが、なぜ黒五郎地区のみが、吉部小学校の通学区域とされたのか確認できませんでした。そこで、地域とのつながりを考慮して、黒五郎地区を万倉小学校の通学区域とし、通学距離では吉部小学校の方が近いため、こちらを選択することができるよう規則を改正するものです。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： これまで黒五郎にお住まいの方は、基本的には吉部小学校に通学されていたという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局： おそらくそうであったと思われますが、何十年間もこの地区に小学生がいなかったとのことで、地区の方は、ここが吉部小学校の通学区域であることを誰も御存知ありませんでした。

委 員： 地元と慣れ親しんでいる校区に通学することが一番良いと思います。また、新たな方が転入された際にも選択が可能であるということで、保護者も安心されると思います。

委 員： 距離的には吉部小学校の方が近いのですか。

事 務 局： 黒五郎から万倉小学校は約8 km、吉部小学校へは約6 km程度になります。

委 員： 歩いて通学されているのですか。

事 務 局： 山道でありますので、母親が送迎されているそうです。

委 員： 送迎できるのであれば、慣れ親しんだ方が良いと思います。

教 育 長： それでは、「議案第2号宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正の件」について承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 次に、「議案第3号宇部市教育長に対する事務委任規則の一部改改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 総務課から説明します。教育委員会は、教育長と4人の教育委員が合議を行い、意思決定を行う機関とされています。しかし、すべての事務を教育委員会会議に諮り、決定することはできませんので、一定の事務を教育長に委任する必要があります、その内容を定めたものが宇部市教育長に対する事務委任規則になります。この規則では、教育委員会が教育長に委任することができない事務を列举し、それ以外については、教育長に委任することとしています。今回の改正では、第2条第6号について、第5号と重複するものであるのを削除、第8号は第3号に包括されるものとして削除しています。また、これに伴い各号の繰り上げを行います。さらに、第4条として、緊急の処理する必要があると認められる事務が生じた場合に、教育委員会会議を招集することができないときは、第2条において委任が禁止されている事務についても、臨時に代理することができる旨を定めています。これに関して、臨時に代理した

ときは適宜委員会に報告することを第4条改め第5条で定めています。

教 育 長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

委 員： 緊急の場合はやむを得ないと思いますが、電話等で連絡はいただけるのでしょうか。

事 務 局： 緊急の場合でも、可能な限り、電話等でのご連絡はしたいと思います。

教 育 長： 事務局としても、こうしたことがないよう計画的に進めていきたいと考えていますが、災害や人命に関すること等一刻一秒を争うときに、緊急に会議を開催することも困難と思われるので、臨時に代理させていただき、その後、速やかに報告したいと思います。

教 育 長： それでは、「議案第3号宇部市教育長に対する事務委任規則の一部改改正の件」について、承認するというところでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 12月分の寄附の報告をします。12月3日、特別支援教育青い鳥基金として、河野義隆様から5,000円の御寄附をいただきました。10月9日、匿名の方から3,000円、小・中学校教育資金として、平成24年度から通算93回目の御寄附をいただきました。12月17日、特別支援教育青い鳥基金として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様から、100,000円の御寄附をいただきました。12月24日、山口県LPガス協会宇部・小野田支部様から、社会福祉活動の一環として公共の福祉に寄与するため、ガスコンロ36台の御寄附をいただきました。12月25日、宇部興産株式会社様から、地域の音楽文化の向上に地域の音楽文化の向上に資するため、トロンボーン他10台の楽器の御寄附をいただきました。

教 育 長： 他にないかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。